

大磯町監査公表第 11 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年 12 月 26 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 清田 文雄

監査結果報告書

1. 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

2. 監査の対象部課等

大磯町立福祉センター

指定管理者：社会福祉法人 大磯町社会福祉協議会

所管部課：町民福祉部福祉課

3. 監査の範囲及び事務

平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日）に執行された公の施設の指定管理に係る出納、その他の事務の執行及び所管部課における当該指定管理に関する事務

4. 監査の実施期間

令和元年 9 月 3 日から令和元年 10 月 21 日まで

5. 監査の方法及び監査項目

平成 31 年度大磯町監査基本計画に基づき、協定等に基づき施設の管理や事業が実施されたか、事業報告や収支報告等が適正であったかなどを主眼に、指定管理者及び所管課から監査説明書、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員からの説明聴取により監査を実施した。

6. 指定管理の概要

(1) 指定管理期間

指定管理業務の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 5 年間

(2) 指定管理料

6,050,000円（平成30年度）

(3) 収支決算の状況

収入 (単位：円)		支出 (単位：円)	
科目	決算額	科目	決算額
委託料収入	6,050,000	人件費	797,331
利用料収入	19,000	維持管理費	5,297,669
事業収入	0	自主事業費	0
雑収入	26,000	その他	0
合計	6,095,000	合計	6,095,000

(4) 施設等の利用状況

(単位：人、円)

利用施設等名称	人数	利用料金
第1相談室	5	2,000
第2相談室	0	0
レクリエーション室	28	17,000
合 計	33	19,000

7. 監査結果

指定管理に係る出納、その他業務の執行及び所管部課における当該指定管理に関する事務について監査した結果、次に注意する事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

指定管理者

[注意事項]

施設の休館日や利用時間の変更、利用料金の額の承認申請について、条例に基づく手続きに不備が見受けられた。所管課の指導の下、早急な対応を図られたい。

[意見]

1. 収支決算について、会計経理の手続き漏れによる貸借対照表の現金預金に不足が生じていたことや、按分計算により支出されたものの按分根拠が明確となっていないものが見受けられた。

適正な資金の運用とともに指定管理事業に係る経費の明確化を図っていただきたい。

2. 自主事業収支報告書について、自主事業の収支報告が区分されておらず収支報告書の提出も不備であった。

自主事業経費は指定管理事業と経理を区分し明確にしていただきたい。

所管課

[注意事項]

施設の休館日や利用時間の変更、利用料金の額の承認について、条例に基づく手続きに不備が見受けられた。指定管理者を指導し、早急な対応を図られたい。

[意見]

1. 指定管理者業務仕様書の内容、文言と条例、規則などや募集要項と基本協定の仕様書の内容が不整合な箇所が見受けられた。条例・規則等との整合を図り、条例、規則、基本協定等に基づいた適切な指示、指導に努めていただきたい。